

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

会 議 名	平成27年度第1回高松市介護保険制度運営協議会
開 催 日 時	平成27年4月16日(木) 午後2時～午後3時20分
開 催 場 所	四番丁スクエア1階 会議室
議 題	(1) 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けた協議体組織の設置について (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出 席 委 員	16人
	井上委員、氏部委員、梅村委員、鎌倉委員、木村委員、後藤委員、近藤委員、辻委員、徳増委員、中村 ^{照江} 委員、早馬委員、藤目委員、古川委員、虫本委員、森岡委員、山下委員
傍 聴 者	0人
担 当 課 及 び 連 絡 先	介護保険課 839-2326 地域包括支援センター 839-2811

協議経過及び協議結果

- (1) 健康福祉局長挨拶
- (2) 議事進行

会議の運営に関し、高松市の「会議の公開等に関する指針」に則って公開することについて、承認を得る。

－ 以 後 審 議 －

議題 (1) 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けた協議体組織の設置について

資料1、2、3に基づき、事務局から説明した。

(A委員) 地域包括ケアシステムの構築するなかで認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化に取り組んでいくのだと思いますが、この3つの項目について、具体的に現状の課題と対策をどのように考えているのか、教えてください。

(事務局) 高齢者居場所づくりと見守り事業の進捗状況でございますが、今年度新たに募集した箇所も含め、平成27年度は全部で160か所でスタートしております。今月10日には、事業を実施する方に向けた説明会を行ったところでございます。将来的には、300か所の設置を目指しておりますが、このうちいくつかの場所では、生活支援サービスの一部簡単なボランティア的役割を担えるような場所にできればと考えております。また、見守り支援体制についてですが、この4月から特に、緊

急通報装置貸出事業に関して、これまで緊急時の通報機能しかありませんでしたが、見守り機能のついた装置も貸与しております。この事業についても、今後の地域包括ケア構築に向けて本当に必要な人に向けた支援として特化していくよう整理していく必要があるかと考えております。

(事務局) 認知症ケアパスについてですが、昨年度から認知症ケアパスを作成しております。認知症ケアパスは、認知症の方が進行の状態に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかということをもとに示したものです。今後の取組といたしましては、包括支援センターを始め長寿福祉課・介護保険課の窓口を設置していくとともに、認知症サポーターの養成講座、市政出前ふれあいトークなどを通じて市民の方への周知啓発を行ってまいりたいと存じます。

初期集中支援チームは、認知症が疑われる方や御家族に対して初期段階で集中的に支援を行っていくもので、設置に向けて今年度から準備を進めていく予定でございます。

(A委員) 認知症に対する取組を実施していく中で、制度や内容が変わっていくと思います。その際には、市民が理解しやすいような周知をお願いしたいと思います。

また、地域支援事業を担えるようなNPOが少ないのではないかと思います。先ほどの説明にもありましたが、居場所づくり等の事業を通して地域支援事業を担える団体が形成されていけばと思います。

(B委員) 今回、議題になっている事業では、要支援の認定を受けている方が対象となりますね。要支援の認定を受けている方が、要介護状態にならないためにどうすべきか考える必要があると思います。私が常々思うのは「活動性を上げること」です。活動性を上げれば、何もしないことで衰えていくという廃用性による身体機能の低下を防ぎ、要介護状態にはならないと思います。

一方で、要支援状態の方は「自分はまだまだ大丈夫」、「通所介護になんてまだ行きたくない」という人が多いのではないかと思います。要支援の認定を受けていても、こうした一種のプライドを持っている人たちに既存の介護予防サービスを利用してもらうことは難しいはずですが、そうした人たちの活動性を上げるためには、もはや「介護」という枠を超えた事業の展開が必要ではないかと考えます。例えば、一般のスポーツクラブ等を運営している事業主に、事業の位置付けや負担してもらう部分、市からの助成について説明し、要支援の人も受け入れてもらえるよう働きかける、というようなものです。要支援の人たちに身近な援助を行うことで、要介護状態を予防することができるのではないかと考えます。こうしたことを、すべて取り入れてもらえるかどうか分かりませんが、1つのアイディアとして、今後検討していただければと思います。

(議長) 今後、協議体の中でそうした取組について、具体的に話し合っていくことになろうと思います。他に、何か意見はございますか。

(A委員) 現在、保健センターやまなびCANで行われている体操教室等を居場所づくり事業と合わせて週一回、各地域で行うような形に展開していけないかと考えます。事業を開始すれば、その継続性も重要になります。わざわざ保健センターに行かなくても自分の地域でできる、という気軽さという観点も大切ではないでしょうか。

(事務局) 保健センターでは、現在、元気教室などの事業を実施しているところでございます。要支援に至るまでの予防といたしまして、介護予防事業の第一次予防という位置付けで、65歳以下を対象とした元気いきいき教室などを各地区で実施しております。そうした取組を進めていくことが大切でございますので、「元気を広げる人」と題して介護予防を広げていく指導員の養成講座を開催し、地域の介護予防に取り組んでいるところでございます。また、健康チャレンジ事業を実施しており、各地域コミュニティ協議会ごとに体操教室やウォーキング等の取組を行い、応募していただいた取組を表彰するという事業を行っております。いずれの事業においても、介護予防に至る前の前段として実施している状況でございます。

(A委員) 先ほどの説明についてですが、ただ応募して実施しているというだけではなく、実施回数が増加したり参加人数が増えていくなど、実施した取組の効果や成果が出ていることがわかるような方法を考えていく必要があると思います。

(議長) 他に、何か質問はございますか。

(A委員) 平成28年度の時点で、総合事業の対象になる人はどれくらいになると想定しているのですか。

(事務局) 要支援1・2の方は、現在6千人から7千人いらっしゃいます。その内、何らかの介護予防サービスを利用している人は約7割の4千人程です。この4千人の内、総合事業に移行する訪問介護と通所介護を利用している人は7割から8割程で、約3千人が対象になるのではないかと予測しております。ただし、新しい体制に移行している途中段階でございますので、今後、この予測については変動する可能性がございます。

(C委員) 先ほどの質問と重複するのですが、これから新たに発生する、総合事業の対象になる人たちを、チェックリストを用いて選別することになるろうかと思えます。市町村の窓口に来られた方に対してこのチェックリストを用いる場合、その対象者はどのくらいだと予想していますか。

(事務局) 資料3の19頁を御覧ください。ここに示されている図のように、介護サービスの利用手続きが進んでまいります。チェックリストを用いる方法はこれから検討が必要な部分でございます。現段階では、チェックリストを用いて総合事業サービスの対象者となる人は、要支援の認定を受けていないけれども少しお元気ではない方を対象とした二次予防事業の対象者の約8割が対象になるのではないかと考えています。

(D委員) 先ほどの説明について質問いたします。チェックリストは既に作成されているのですか。

(事務局) はい。全国共通の基本チェックリストがございまして、身体の状態についてチェック項目が25設定されているものです。

(D委員) 市町村の窓口に来られる方全員にそのチェックリストを行うのでしょうか。

(事務局) 窓口にご相談に来られた方のうち、65歳以上の方で、介護認定が必要な方については、介護認定申請を勧めることになると思います。ただ、介護認定が必要か否か判断に迷うような場合について、基本チェックリストを使用することになります。

(D委員) これまでも、窓口で相談を受けた場合、このチェックリストを使用していたのですか。

(事務局) これまでは、使用しておりません。今後、総合事業へ移行した際に使用していくこととなります。

(議長) 他に、何か質問はございますか。

(A委員) これまでの話し合われた内容は、地域コミュニティと深く関わっているように思います。地域政策課や関係のある課との積極的な連携が必要なのではないのでしょうか。

(事務局) 地域コミュニティについて高松市は、総合センター化という新たな仕組みを作る予定です。総合センターは、地区センターに分かれ、総合センターに大きな機能を持たせることになり、各センターには包括支援センターや保健センターの保健師等が配置される予定です。配置された保健師等が、どれだけ地域のニーズに応じていけるかが、今後の課題であると考えております。できるかぎり、地域の方たちに喜ばれるようなサービスを展開できるようにしてまいりたいと考えています。

(A委員) 41コミュニティにはそれぞれ違いがあります。各コミュニティの現状を把握していくことが、地域包括ケアの構築には欠かせないと思いますので、局という枠にとらわれず、関係各所の連携が活発に行われるよう、一考していただければと思います。

(議長) 他に、何か質問はございますか。特に無いようですので、議題2のその他に進みます。

議題 (2) その他

資料4に基づき、事務局から平成27年度組織機構の見直しについて説明し、了承を得た。

(議長) 最後に、会議全体を通して御質問のある方はいらっしゃいますか。

(A委員) 議題には出ていないのですが、介護相談員の募集についてお聞きします。現在、何人ほど応募がきているのですか。

(事務局) 現在のところ12名ほどです。

(A委員) 介護相談員に対する研修について募集要項に掲載されていますが、こういった研修だけで介護相談員を養成できるのでしょうか。

(事務局) 介護相談員になるためには、研修の修了要件がございますので、まずは所定の研修を受けていただき、基礎的な知識等を高め、実務を通して経験値を積んでいくこととなります。

(A委員) 相談員は、市の職員ではないのですね。

(事務局) 非常勤職員となります。

(議長) 他に、質問はございますか。

(B委員) 議題1で話し合われた内容についてですが、厚生労働省から大きな枠組みが市町村に降りてきますね。個人的な印象ですが、これまでの市町村レベルで行われている施策は、制度に人を当てはめているように感じます。今後取り組んでいく総合事業は、制度を作るのではなくサービスを作ることが大切になってくるはずですよ。

そのときには、例えば民間企業が用いる方法をみると、マーケットリサーチ、すなわち、対象者やニーズを調査しますね。高松市に住む要支援1・2の人がどういったニーズを持っているのかということを通の認識事項として把握しておくことは非常に大切だと思います。例えば、包括支援センターのケアマネジャーの人たちに、担当している人たちがどういったサービスを求めているのか意見を集約して、そこから見出されたニーズに見合ったサービスを行う、というような、人のニーズに合った制度を作るといことが高松市で実施できれば、本当に地域に密着したサービスだと思います。今後、こうした会議の場で、包括支援センターのケアマネジャーから集約した意見を持ち寄って、有効なサービスを創出していければと思います。

(事務局) いただいた御意見につきまして、まさしく我々もそうした観点が重要であると認識しております。今後のスケジュールの中で、利用者ニーズを把握するためにケアマネジャーや介護事業主の方たちの意見を取り入れていけるように、6、7月にアンケート調査を実施することを、現在、検討しております。

(議長) よろしいでしょうか。これをもちまして、平成27年度第1回高松市介護保険制度運営協議会を終了させていただきます。

皆様、たくさんの意見をいただきありがとうございました。